

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市こども相談センターガス吸収式冷温水機熱交換器等修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	2,310,000	令和1年11月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	大阪市役所本庁舎シャンデリア修繕	23:家庭用電気機器	(株) YAMAGIWA	4,835,600	令和1年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	空気呼吸器Aほか2点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	13,967,690	令和1年12月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	8,118,000	令和1年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	4,356,000	令和1年12月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	分光光度計 ほか3点(その2) 修繕	28:理化学機器	(株) 島津アクセス	5,555,000	令和1年12月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
7	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入	19:産業用機器	ホーコス(株)	4,444,000	令和1年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども相談センターガス吸収式冷温水機熱交換器等修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

当該設備は、上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、他社製品との互換性がなく製作者でなければ修理作業を行うことができない。

修繕内容は当該機器内の熱交換器等を交換し、機能維持を図るものであるが、部品交換にあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本体の構造を熟知したうえで分解し、部品交換・修繕後に再度組み立てる技術及び運転調整、知識が必要である。よって、唯一この技術及び知識を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当
(電話番号 06-4301-3100)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎シャンデリア修繕

2 契約の相手方

(株)YAMAGIWA

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎の市長公室、議長公室にあるシャンデリアの落下防止対策（装飾品含む）及び装飾品の洗浄、ランプのLED化を行うものである。

昨年の地震によりシャンデリアの装飾品の落下があり落下防止のため改良した取付金具に取り替える必要がある。

各公室に設置のシャンデリアは、(株)YAMAGIWAが設計・製造を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では特殊部品（装飾品に取り付ける金具）の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行える(株)YAMAGIWAを特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器 A ほか 2 点 買入

2 契約の相手方

真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、火災現場等で煙が充満するなど呼吸が困難な環境で、ボンベ内の空気を吸うことによりその環境下の空気に依存せず、独立した呼吸が可能となるものである。

冬季の災害現場においては、レギュレータが凍結し正常に作動しなくなることがある。原因はレギュレータ内に侵入した冷たい水が、装着者の吸気等による空気の断熱膨張によりさらに冷やされ、凍結に至ってしまうものである。これを防止するため、レギュレータ内の水が排出される構造及び装着者の呼気がレギュレータ内を通りレギュレータ内を温めることで凍結しにくい構造となっているものが必要である。

以上のことから、凍結しにくい構造を有し、当局保有の空気ボンベと互換性があるのは、エア・ウォーター防災㈱製のライフゼム A 1-12 OS 型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器（エアライン用含む）及びそれに関する消耗品の納入については、関西地区の総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、救急活動上必要がある以下の5点の性能を有する必要がある。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急）（電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

当局が救急業務を行う上で必要な条件を満たす加湿酸素流量計は株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック O X - III S であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

6

随意契約理由書

1 案件名称

分光光度計 ほか3点（その2） 修繕

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、分光光度計、全有機炭素計、シアン用ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計及びポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計（株島津製作所製）の部品交換、各部の清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている、株島津アクセス大阪支店が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所豊野分室（電話番号072-825-4710）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

（1）製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）